

令和5年度介護保険施設等集団指導用資料（別添①）

養介護施設従事者等による 高齢者虐待について

養介護施設の設置者、養介護事業者の責務について

「市町村・都道府県における高齢者虐待防止への対応と養護者支援について（国マニュアル）」のP35には、養介護施設の設置者、養介護事業者の責務について示されています。

⇒養介護施設の設置者及び養介護事業を行う者は、従事者に対する研修の実施のほか、利用者や家族からの苦情処理体制の整備その他従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じなければなりません（高齢者虐待防止法第20条）。

また、養介護施設従事者等に対しては、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、速やかにこれを市町村に通報しなければならないとあり、通報が義務として定められています（同法第21条第1項）。これは、養介護施設従事者等以外の者に対する通報努力義務（同条第3項）と異なり、養介護施設従事者等には重い責任が課せられていることを意味します。

養介護施設等は、職員に対し、虐待発見時の通報義務、連絡先等の周知を行うことが必要です。経営者・管理者層は、虐待の未然防止、早期発見に努めるとともに、職員からの報告等により虐待（疑い）を発見した場合は、自ら通報義務を負うことを自覚する必要があります。

- 1) 虐待の未然防止・早期発見に向けた取組の推進（省令改正）⇒次ページ
- 2) 管理職・職員の研修、資質向上
- 3) 開かれた組織運営
- 4) 苦情処理体制
- 5) 組織・運営

虐待防止措置について

介護保険施設等

- **特別養護老人ホーム**
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（H11.3.31厚生省令第39号）第35条の2
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（H11.3.31厚生省令第46号）第31条の2
- **短期入所生活介護**
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（H11.3.31厚生省令第37号）第192条→第140条の2
- **介護老人保健施設**
介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（H11.3.31厚生省令第40号）第36条の2
- **介護医療院**
介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（H30.1.18厚生労働省令第5号）第40条の2
- **認知症高齢者グループホーム**
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（H18.3.14厚生労働省令第34号）第108条→第3条の38の2
- **小規模多機能型居宅介護**
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（H18.3.14厚生労働省令第34号）第88条→第3条の38の2
- **看護小規模多機能型居宅介護**
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（H18.3.14厚生労働省令第34号）第182条→第3条の38の2
- **特定施設入居者生活介護**
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（H11.3.31厚生省令第37号）第192条→第37条の2

R3.4 報酬改定により、R6.3.31までは努力義務、R6.4.1から義務化
R6.4 報酬改定により、高齢者虐待防止措置未実施減算が新設予定
(所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算)

訪問介護や通所介護等のサービスについても基準に盛り込まれていますので、再度ご確認をお願いします

虐待防止措置について

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

・有料老人ホームの設置運営標準指導指針9(4)

ケアハウス・軽費老人ホーム

・軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（H25.5.9厚生労働省令第107号）第33条の2

養護老人ホーム

・養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（S.41.7.1厚生省令第19号）第30条

以上、全ての施設において、虐待防止のための

①定期的な委員会の実施、②指針の整備、③定期的な研修の実施、④担当者の設置を行う必要があります、併せてこれらの内容について運営規程に定める必要があります

市町村の責務について

「市町村・都道府県における高齢者虐待防止への対応と養護者支援について（国マニュアル）」のP27には、市町村の責務について示されています。

①対応窓口の周知

養護者による虐待→奈良市長寿福祉課(0742-34-5439)または地域包括支援センター

養介護施設従事者等による虐待→奈良市介護福祉課（0742-34-5422）

②通報を受けた場合の事実確認等

調査への協力依頼（現地での聞き取りや書類確認など）をさせていただく場合があります

事実確認の目的は、「施設や職員への処罰」ではなく、「虐待が起こり得る施設環境の改善に向けての指導」や「自浄作用の促し」です

市と施設で協力し、事実確認や改善を行い、高齢者がより安心して生活できるような環境づくりを目指すために、ご協力・ご対応をお願いします

③養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る事項の都道府県への報告

④高齢者虐待の防止及び被害高齢者の保護を図るための老人福祉法又は介護保険法に規定する権限の適切な行使

通報件数の推移

(R6.2.5時点)

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
相談・通報件数	4	7	8	14	12	12

R2以前 ”コロナ前“ と R3以降 ”コロナ後“ で 件数が増加

- ・ 面会制限による、家族が入所者の情報を得る方法・頻度の変化
→ 家族からの通報の増加
- ・ 虐待防止の取組が運営基準に盛り込まれたことによる、意識の高まり
→ 職員からの通報の増加

通報に至る理由（一部）

- ・ 家族が、入所者の情報を得るタイミングや内容に不信感を抱いている
(ケガや褥瘡発生などについて、報告すべきタイミングや内容が、家族と施設で認識がずれている)

情報共有の内容・タイミング等について、両者で予め決めておき、それに沿って、漏れなく報告する体制づくりが必要

- ・ 職員間で、「施設の中で行うべき適切な介助」についての認識が異なっている
(施設内で、行うべきこと、行えないことについて管理職現場間、新人先輩間、他職種間で認識にバラつきがある)

入所者の状態像、それに対する適切な対応方法、緊急時の対応方針、身体拘束について、職員に漏れなく共有される体制づくりが必要

- ・ 不適切な行為を発見しても、施設や法人に相談することができない
(風通しが悪く、現場職員から上司や施設長に相談報告できるような環境でない)

施設自らが、不適切事項を把握、改善していく体制づくりが必要

※虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、疑い段階であっても速やかに、施設から市に通報が必要（高齢者虐待防止法第21条）

通報等による不利益取り扱いの禁止

高齢者虐待防止法では、以下のことが規定されています

- ① 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと
- ② 養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けないこと

したがって、高齢者虐待に関する通報（※）をしたことを理由として、解雇や不利益な取り扱いは行えません。（※）なお、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるものを除く。

**不利益対応を恐れ、事業者側に相談することなく、市に通報するという背景も想定されます
施設虐待の疑いや不適切ケアの有無について事業者自ら把握し、早期に改善に向けた取組を行うためには、
職員からの相談受付体制や風通しの良い職場環境が必要です**

虐待認定件数の推移

(R6.2.5時点)

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
相談・通報件数	4	7	8	14	12	12
虐待と判断した施設数	1	3	2	4	2	7

R5虐待認定実績

- ・ 身体的虐待 3件
- ・ 心理的虐待 5件
- ・ 介護・世話の放棄・放任 1件

(なお、認定の有無にかかわらず、すべての通報事案について指導事項あり)

**虐待認定件数は
近年で最多**

虐待事案及び指導内容（一部）

身体的虐待

虐待内容	要因	指導内容
<p>入所者から介助方法を指摘されたことに腹が立ち、顔を叩いた</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該職員は、私生活で悩むことが多く、また業務において時間外勤務が多くなっていたことから、心身が疲弊していた。 ・施設として、職員のそのような心身状態の把握や具体的対応が不十分であった。 	<p>職場における職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために、改善を要する点がないか施設全体で検討すること。</p>
<p>入所者からコップを投げつけられたことに気持ちの自制が効かなくなり、顔を殴った</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該職員は、配属された職場において、他職員との関係や職場の雰囲気ストレスを感じていた。 ・施設として、職員が抱えていたストレスを把握できていなかった。 	<p>上記と同様</p>

虐待事案及び指導内容（一部）

心理的虐待

虐待内容	要因	指導内容
<p>入所者との会話で、コミュニケーションとして「ご飯食べてからくたばり」と発言した。</p>	<p>入所者と接する際、職員の心の距離感が近すぎた。</p>	<p>（当該発言に関する記録が作成されていたが、施設側はこれを虐待と認識していなかったことを受けて）状況把握を行い、原因究明及び再発防止策の検討を行うこと。</p>
<p>認知症入所者に対して、きつい口調で、必要以上に大きな声で責めたり、怒鳴っていた。</p>	<p>入所者の危険行動を制止するための声かけが、スピーチロックになっていた。</p>	<p>利用者の安全確保のための声かけであっても利用者を与える心理的影響を考え、声かけも含めた見守り方法について改善を要する点がないか施設全体で検討すること。</p>

虐待事案及び指導内容（一部）

介護・世話の放棄・放任

虐待内容	要因	指導内容
<p>職員が皮膚剥離の存在を把握していたにもかかわらずそれを看護師に報告せず当該職員限りで対応し、適切な処置を受けさせなかったことにより、約20センチメートル大の褥瘡となるまで状態を悪化させた</p>	<p>当該職員の対応に加え、他の職員も大きな褥瘡になるまで発見できなかった施設全体の体制にも問題があった</p>	<p>褥瘡防止委員会やマニュアルが、十分に機能していたか疑義が残るため、実効性のある再発防止策を策定すること</p>

その他の指導内容 1

調査で把握した課題点	指導内容
夜勤帯の利用者状況については、朝の申送り等で情報共有がされるが、職員の勤務態度については施設長等が分からないことも多い	入所者への虐待や不適切なケアが行われていないか自主点検を行うこと
入所者から「虐待を受けた」という旨の訴えがあったにも関わらず、その入所者が認知症であることから、被害妄想だと決めつけ、適切な事実確認等を行わなかった	上記と同様
市が虐待認定を行った事案について、それ以前に施設内での虐待防止委員会で報告され、また記録されていたが、その時点では施設は虐待と認識していなかった	利用者へのどのような言動が虐待にあたるのか施設全体で認識を共有し、利用者に対する接遇、言葉かけ、介助方法等について現在の課題点を施設全体で把握し、解決に向けた取組内容について検討すること
施設長等によると、本来、その当時に報告されるべき内容について、適切に報告されていなかった	施設長等に報告されるべき事項が、漏れなく、適切なタイミングで報告されるような体制づくりについて検討すること

その他の指導内容 2

調査で把握した課題点	指導内容
市へ事故報告書の提出が必要であった内容であるにも関わらず、提出されていなかった	「介護保険事業者事故報告取扱要領」、「奈良市有料老人ホーム等事故報告取扱要領」に基づき、漏れなく市へ事故報告が提出されるための体制の整備について検討すること
施設側が、虐待を受けたと思われる入所者を発見したにもかかわらず、速やかに市に通報が行われていなかった	高齢者虐待防止法第21条第1項により、高齢者虐待を受けたという可能性の段階であっても、速やかに市に通報するよう体制を確立すること
虐待防止の取組（委員会、指針（マニュアル）、研修、担当者設定等）が行われていたものの、実行的なものになっておらず、また職員によって内容の認識にバラつきがあり、取組の周知が不十分であった	虐待防止の取組について、改善すべき点がないか検討するとともに、施設での取組状況が全職員へ共有されるための周知方法について検討すること

実効性のある虐待防止の取組に向けて

- ・施設管理職のみで検討・決定するのではなく、現場職員の意見を聴取して判断するなど、現場実態を把握したうえで組織全体の課題として捉えること

- ・取組の内容は、施設内職員に漏れなく周知すること

※法人内（グループ法人を含む。）においても共有し、法人内の各施設・事業所における今後の虐待防止のための取組に活かされることも有効である

「虐待の未然防止」、「虐待等の早期発見」、「虐待等への迅速かつ適切な対応」という観点で、実効性のある取組を検討、実施いただきますようお願いいたします

- ・ **身体拘束ゼロへの手引き（H13.3厚生労働省身体拘束ゼロ作戦推進会議作成）**

→身体拘束を行う場合の考え方や手順等が掲載されています 必要性の検討が不十分であったり、適正な手順を踏まない身体拘束は、虐待に該当しますので、ご確認をお願いします
(<https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/3210.htm>) |

- ・ **奈良市養介護施設従事者等による高齢者虐待防止研修**

→令和5年度（入所系施設に対して令和6年2月21日に実施）、令和6年度も実施予定です

- ・ **その他研修のご案内**

→奈良県、学会等による研修等の周知を引き続き行います

- ・ **市に通報があった場合の対応について**

→調査への協力依頼（現地での聞き取りや書類確認など）をさせていただく場合があります
事実確認の目的は、「施設や職員への処罰」ではなく、「虐待が起こり得る施設環境の改善に向けての指導」や「自浄作用の促し」です
市と施設で協力し、事実確認や改善を行い、高齢者がより安心して生活できるような環境づくりを目指すために、ご協力・ご対応をお願いします